

加古川学園の教育の特色



土に親しみ心を耕す



農園芸実習



資格取得



スポーツ大会



ドッグ
トレーニング

播磨学園の教育の特色



自主・自立の精神を養う



院外委嘱指導



各種出前授業

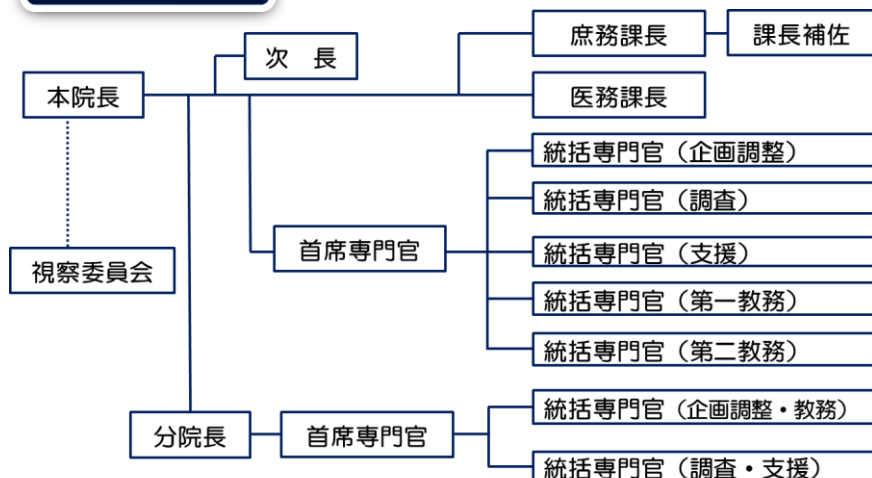


社会貢献活動



かこっこん
プロジェクト

組織図



加古川学園 播磨学園



〒675-1201

兵庫県加古川市八幡町宗佐544 ☎ 079-438-0353

沿革



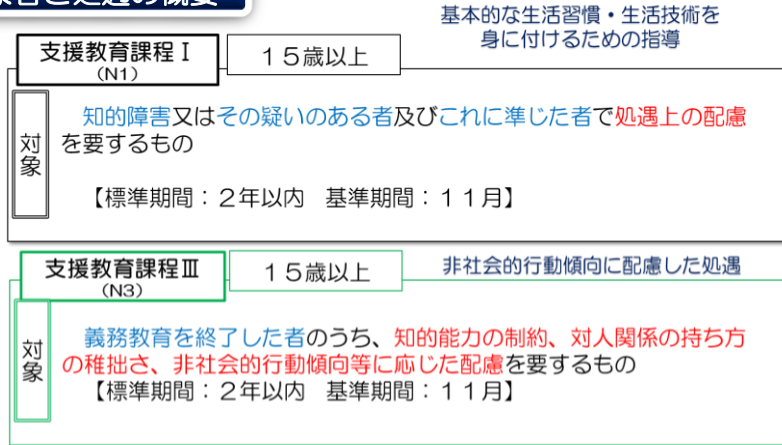
| | 加古川学園 | 播磨学園 |
|--------|--|--|
| 昭和24年 | 現在地において、初等・中等少年院として発足 | 神戸市兵庫区山田町において、神戸再度山学院「鈴蘭台学園」として発足 |
| 昭和41年 | | 現在地に移転 「播磨少年院」へ名称変更 |
| 昭和52年 | 長期処遇に指定 | 一般短期処遇に指定 |
| 平成4年 | | 「播磨学園」へ名称変更 |
| 平成12年 |  加古川学園を本院、播磨学園を分院とする 全国初の統合型少年院となる |  現庁舎へ移転 |
| 平成15年 | | 現庁舎へ移転 |
| 平成16年 | 現庁舎へ移転 | |
| 平成17年 | | 長期処遇に指定変更(平成20年まで) |
| 平成27年 | 少年院法改正に伴い、第1種少年院、 「社会適応課程Ⅰ」及び「支援教育課程Ⅲ」に指定 | 少年院法改正に伴い、第1種少年院、 「短期社会適応課程」に指定 |
| 令和4年 | 第5種少年院、保護観察復帰指導課程Ⅰ及び同Ⅱを併設 | |
| 令和6年 | 組織再編により、「社会適応課程Ⅰ」に指定 | |
| 令和8年1月 | 「支援教育課程Ⅰ」を併設 | |

加古川学園・播磨学園

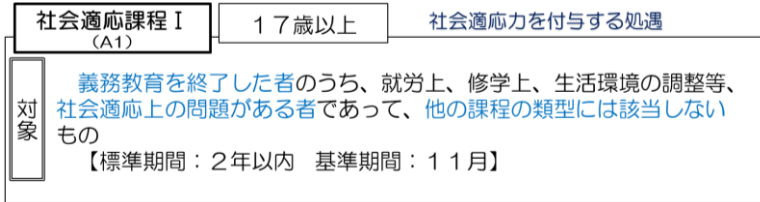
加古川学園・播磨学園は、法務省が所管する少年院として昭和24年に発足しました。
近畿地方の家庭裁判所から保護処分として送致された男子少年を収容しており、在院者の特性に応じた適切な矯正教育その他の健全な育成に資する処遇を行うことにより、改善更生と円滑な社会復帰を図ります。

対象者と処遇の概要

加古川学園



播磨学園

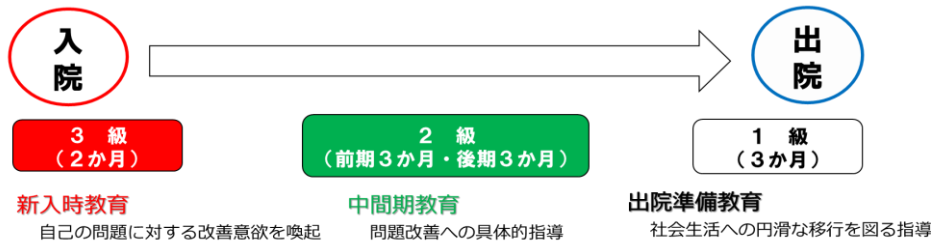


(加古川学園は社会適応課程Ⅰの新収容を停止) ※このほか、第5種少年院を併設

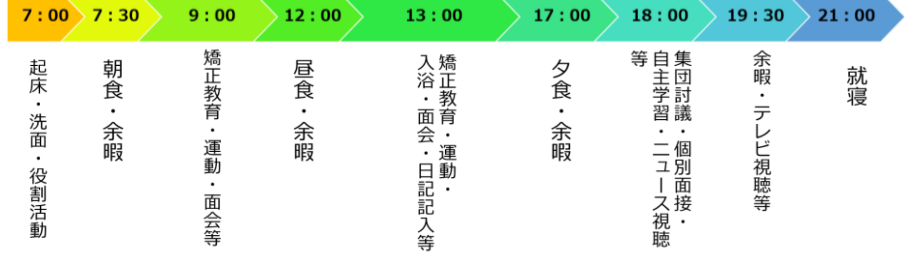
処遇の流れ

第1種少年院在院者の基準期間(11か月)

在院者の処遇の段階は、3級、2級、1級の3つに区分されており、それぞれの段階に応じた教育目標や教育内容を設定しています。



少年院の一日(例)



矯正教育の内容

- ◆ 個別担任制度
- ◆ 受容的雰囲気
- ◆ 長所を伸ばす

生活指導

自立した生活のための基礎的な知識や生活態度を身に付けさせるための指導



職業指導

働く意欲を高め、職業生活に必要な知識・技能を習得させる指導



教科指導

社会生活に必要な基礎学力向上のための補修教育指導



体育指導

自立した社会生活を営むための健全な心身を育てる指導



特別活動指導

情操を豊かにし、自主、自律及び協調性を育てるための指導

